

広島県告示第三百九十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第四項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
武本 紀吏	安芸高田市吉田町 小山七四五番地	安芸高田市吉田町小山字大 坪一七八番三ほか二筆	五、八〇二
和田 廣司	世羅郡世羅町青水 一一三五番地一	世羅郡世羅町大字青水字小 深一一四九番	二、三五九
農事組合法人すなだ	世羅郡世羅町大字 別迫七〇六番地二	世羅郡世羅町大字別迫字砂 崎三一六番ほか六筆	一四、七六四
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町下津 田一二四九番地	世羅郡世羅町大字下津田字 森陰一一八七番一ほか二筆	五、一九八
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字賀茂字土 濟七四七番一ほか九筆	七、四四七
仙光 保喜	世羅郡世羅町大字 黒川四二〇二番地	世羅郡世羅町大字小国字冠 一一〇三番一	二、二三六
福田 雄志	世羅郡世羅町青近 三二〇番地	世羅郡世羅町大字青近字為 永二九八番ほか五筆	一〇、五五八
農事組合法人つくち	世羅郡世羅町大字 津口二七五六番地	世羅郡世羅町大字津口字開 須麻二九一番ほか四筆	九、九二六
農事組合法人黒川明神	世羅郡世羅町大字 黒川九一二番地	世羅郡世羅町大字黒川字夷 免九五六番三ほか三筆	八、三七〇

二 認可年月日

平成二十七年六月八日